

地域交通法改正に伴う道路運送法の改正概要 (R5.10.1改正)

◎ 乗合バスの協議運賃にかかわる手続き

一般乗合旅客自動車運送事業者の協議運賃の設定・変更

《改正前》

地域公共交通会議又は法定協議会により協議・決定

【地域公共交通会議の構成員】

- 会議を主催する地方公共団体の長
- 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 住民又は旅客
- 地方運輸局長
- 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体

※ **主催する市町村長が必要と認める場合は加えることが可能**

- 道路管理者
- 都道府県警察
- 学識経験者

《改正後》

道路運送法第9条第4項に定める協議会により協議・決定

【第9条第4項に定める協議会の構成員】

- 当該路線等その区域を含む市町村又は都道府県
- **当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 市町村長又は都道府県知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

地域公共交通会議又は法定協議会とは別に構成員を絞って協議

公聴会の開催等の措置

法第9条第4項に定める協議会を開催する場合、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置（※）を講じなければならない。

※パブリックコメント、住民アンケートなどを想定

新設事項

地域公共交通会議

バス・タクシー・自家用有償旅客運送について協議

【地域公共交通会議の構成員】

- 会議を主催する地方公共団体の長
- 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 住民又は旅客
- 地方運輸局長
- 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体

※ **主催する市町村長が必要と認める場合は加えることが可能**

- 道路管理者
- 都道府県警察
- 学識経験者

運営協議会

自家用有償旅客運送について協議

○ 構成員の変更

- 会議を主催する地方公共団体の長
- 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 住民又は旅客
- 地方運輸局長
- 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- **自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等（自家用有償旅客運送について協議する場合）**

※ **市町村長が必要と認める場合に加えることができる者に変更なし**

- **設置要綱モデルの変更**

設置要綱を統合し、協議事項から「運賃・料金」に関する事項を削除

◎ 地域公共交通会議と運営協議会の統合

地域公共交通会議に統合

市町村等における実際の事務手続き

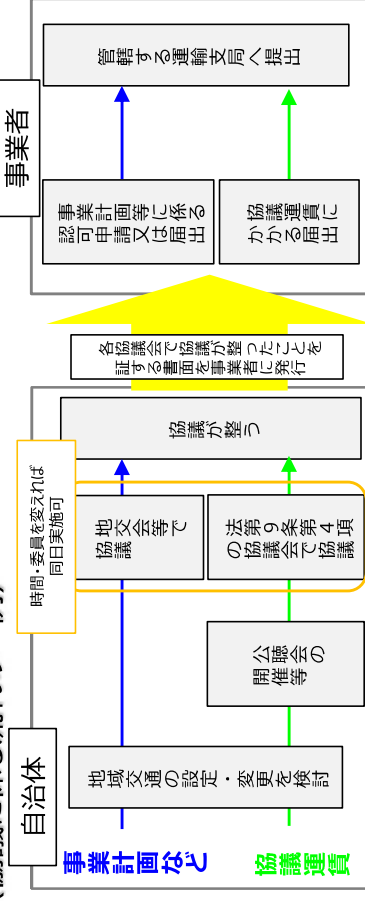
① 道路運送法第9条第4項に定める協議会の開催

- ※ 運賃以外の事項（事業計画など）は、地域公共交通会議又は法定協議会で協議し、協議運賃に関しては、地域公共交通会議又は法定協議会で行います。
- ※ 地域公共交通会議及び法定協議会とは別に開催する必要があります。
- ※ 構成員となる一般乗合旅客自動車運送事業者については、協議運賃を実際に適用する事業者のみとなります。

② 協議会開催前に公聴会の開催等の措置

- ※ 「公聴会の開催」以外の方法として、パブリックコメントの募集、地域住民に対するアンケート調査等の方法を想定しておりますが、各市町村において、住民等の意見を反映させるために適切と判断される手法をとっていただければ結構です。

（協議に係る流れの一例）



市町村等における実際の事務手続き

基本的に今すぐ必要な処理はありません

- ※ 現行の地域公共交通会議及び運営協議会はそのままだ適用可能です。
- ※ 会議の名称についても現行のものそのまま使用して差し支えありません。（経過措置として運営協議会を地域公共交通会議とみなします。）
- ※ 会議設置要綱については、モデル要綱を参考の上、適宜見直しを図るようお願いいたします。
- ※ **現在、NPO法人等による交通空白地有償運送を地域公共交通会議において、協議している場合は、構成員に「現在自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等」を追加ください。**